

社会资本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会 第8回合同会議 議事録

開催日時：平成26年4月8日（火）13：00～15：10
開催場所：国土交通省 10階特別会議室

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただ今より社会资本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の第8回合同会議を開催させていただきます。まず、開会に当たりまして、国土交通省を代表しまして、西脇総合政策局長よりご挨拶申し上げます。

【総合政策局長】 総合政策部長の西脇でございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は嘉門委員長をはじめ、委員の皆様方、お忙しい中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。また、平素より国土交通行政に対しましてご指導・ご鞭撻を賜っていることを重ねて御礼申し上げたいと思います。

この委員会のテーマとなっています循環型社会の構築というのは、この委員会の親部会でございます環境部会でご審議をいただきながら、先般、国土交通省の環境行動計画というものを取りまとめましたが、その1つの大きな柱となっておるわけでございます。これまでの歩みを若干振り返りますと、私どもは平成12年に建設リサイクル法を制定いたしました。その後、建設リサイクル推進計画2002、2008の策定を通じまして取り組んでまいったわけでございます。

特に2008におきましては、平成24年度のリサイクル率に関する数値目標を設定しております。全国の建設工事、これは公共、民間、土木、建築を問わずですが、このたび24年度の建設副産物の実態調査をいたしました。その結果を見ますと、建設廃棄物の全体、コンクリート塊、アスファルト塊、発生木材、汚泥、混合廃棄物、それぞれの品目について目標設定時の平成17年度の調査結果よりも、リサイクル率は向上しております。

目標を達成しているということで、着実にリサイクルの取り組みというものは関係者の方に浸透してきたのかなということは、実態調査から実感しているところでございます。これも今日お集まりの有識者の方や関係業界の方の熱心なご指導の結果であるということで、これにつきましても、改めて感謝申し上げたいと思います。

ただ、中身を見ますと、リサイクル率が100%近く達成している品目もございますれば、なかなか十分に向上したとは言えないということで、若干ばらつきもございますので、引き続き推進すべきということは当然だと思っております。

また、産業廃棄物の不法投棄は全体的に減少傾向にありますけれども、発見されるものの7～8割が建設系の廃棄物というようなこともございます。それから、今後の見通しと

してインフラの本格的な維持管理更新の時代を迎えますので、建設副産物の発生が増加する一方で、建設資材の利用というものは減少してくるのではというような懸念もございます。

このような状況を踏まえまして、私どもといたしましては、新たな建設リサイクルの推進計画をこの夏までに新たに策定したいと考えているところでございます。策定に当たりましては、社会資本整備審議会、交通政策審議会の下に設置されておりますこの小委員会において、委員の皆様方から幅広い見地の下で忌憚のないご意見をいただきながら進めてまいりたいということを考えておりますので、皆様方、非常にお忙しいところをまことに恐れ入りますけれども、今後とも引き続きのご協力・ご指導を賜りますよう、改めてお願ひいたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞ今日はよろしくお願ひします。

【事務局】 ありがとうございました。なお、西脇局長におかれましては公務のため途中退席の予定となっておりますが、ご了承いただきますよう、お願ひいたします。

次に資料の確認でございます。本日の委員会資料は、上から議事次第、配席図、配布資料一覧、資料1から9まで、参考資料1から7まで。そのうち参考資料5については枝番号で5-1から5-3という構成になっております。もし不足等ございましたら、事務局がすぐにお持ちしますので、近くの事務局までお申し出いただきますよう、お願ひいたします。

それでは議事次第に則りまして進行させていただきますが、当小委員会、前回開催が6年ほど前ということになりますので、開催趣旨等、改めてご説明させていただきます。まず、本小委員会の開催趣旨につきましては資料1を御覧ください。資料1をめくっていたら、参考と左上に書いてあるものが平成19年にこの小委員会を設置したときの設置趣旨でございます。また、その後、検討経緯という表がございまして、平成19年1月から平成20年2月まで、計7回の小委員会を実施いたしまして、建設リサイクル推進に係る方策をまとめていただき、その小委員会でまとめていただいたものを踏まえまして、国土交通省として「建設リサイクル推進計画2008」を策定したという流れでございます。

資料1の1枚目の開催趣旨というところにつきまして読み上げさせていただきます。ポイントなる部分としては、1つ目のパラグラフ、循環型社会を構築していくことが引き続き必要だということ。それから、2つ目では、中でも建設産業の排出量および最終処分量は全体の2割を占めている。そういう中で建設リサイクル法とか推進計画2008、こういったものでリサイクルを着実に推進していこうというところでございます。3番としては、先日、国土交通省のほうで平成24年度の建設副産物実態調査の結果をまとめさせていただいてますが、ここで着実に伸びていますが、1、2品目ではまだ十分伸びきっていないということが分かりました。

それから、4番、5番の中では不法投棄の問題。それから、社会資本の本格的な維持管理・更新時代が到来という中で、今後、建設副産物由来の再生資源の更なる活用促進を図っていくところも必要だということが書かれております。

こういった状況を踏まえまして、新たな建設リサイクル推進計画の策定を視野に入れ、建設リサイクルや建設副産物の適正処理等を推進するための方策を検討するために、今後、小委員会を開催するものでございます。

次に、本小委員会の位置付けにつきまして、資料2でご説明させていただきます。資料2のほう、本小委員会ですが、左側、社会資本整備審議会、それから右側の交通政策審議会、この両方の下に交通政策審議会では交通体系分科会の中ですが、環境部会というものがございまして、その両方の下に建設リサイクル推進施策検討小委員会を設けているというものでございます。

次に本小委員会の委員長並びに委員の方についてですが、少し飛ぶんですが、参考資料1、参考資料2という中に、社整審、交政審それぞれ環境部会の運営規則を付けております。この第2条並びに第3条に基づきまして、環境部会長より、それぞれ委員長並びに委員の方々をご指名いただくということになっておりまして、資料3に本委員会の委員名簿がございますが、以上の16名の方、それから委員長として嘉門先生に両小委員会とも同一メンバーをご指名いただいているところでございます。

なお、今回から新たに3名の方に委員として加わっていただきました。まず、関東学院大学の織先生でございます。

【織委員】 織でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それから、日本建材・住宅設備産業協会の富田様でございます。

【富田委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 それから、全国建設業協会の中村様でございます。今後ともよろしくお願ひいたします。なお、この環境部会の運営規則にもありますとおり、本小委員会の会議は公開とさせていただいております。また、議事録につきましては、内容について委員の皆様方にご確認いただいたのちに、本日の配布資料と合わせて、国土交通省のホームページに公開させていただくという形になりますので、あらかじめご了承いただきますよう、お願いいたします。

また、本日の出席委員は16名中、現在15名の方にご出席いただいているところでございまして、資料4の本委員会の運営規則にございます出席者が委員の過半数を満たしていることをご報告させていただきます。なお、大塚先生におかれましては、本日所用につきご欠席ということ。それから、野城先生は、途中でまた退席という予定になっております。

それでは長々と説明させていただきましたが、委員長に指名されております、京都大学名誉教授の嘉門先生よりご挨拶いただきたいと思います。

【嘉門委員長】 嘉門でございます。当委員会は先ほど説明がありましたように、6年振りに再開ということでございまして、16名の委員の方のうちの13名にご留任いただいておりますので、皆様、大変気心の知れたメンバーということになるかと思います。建設廃棄物リサイクル、ほぼ順調に進んでいるようでございますけれども、やはり不法投棄につき

ましてはまだまだ課題が残されているようでございますので、より一層高みを目指して、我々の委員会の皆さん方のご意見に基づいて新たな推進計画が進むことを願っている次第でございます。よろしくご協力のほどをお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

【事務局】 嘉門先生ありがとうございました。恐れ入りますが、冒頭のマスコミの方のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきたいと思いますので、報道関係者の皆様におかれましては、ご着席のほうをお願いいたします。続きまして、4. 委員長代理の指名でございます。交通政策審議会環境部会の運営規則第3条において、あらかじめ委員長代理となる方を委員長より指名いただくことになっております。嘉門委員長より、委員長代理のご指名をお願いいたします。

【嘉門委員長】 前回の委員会でも委員長代理をお願いしておりました、北海道大学の古市先生にお願いしたいと思います。

【事務局】 古市先生、よろしくお願ひいたします。それでは5の議事に入っていきたいと思いますので、以降の進行につきましては嘉門委員長にお願いしたいと思います。

【嘉門委員長】 それでは、基本的に議事次第に沿って始めさせていただきます。議事が①から⑤までございますが、議事の①、②のこれまでの取組み状況、特にこの5年間の動向について確認したいと思います。①の建設リサイクルに関するこれまでの取組み及び建設リサイクル推進計画2008の推進施策レビューについて、それと②の平成24年度建設副産物実態調査結果について、事務局より一括してご説明をお願いします。

【事務局】 環境リサイクル企画室の福島でございます。ご説明させていただきます。説明につきましては、議事の①と②の部分を資料5、資料6、A4横のパワーポイントの資料でご説明させていただきます。必要に応じて、適宜、参考資料5から7にも参考となるデータを示しておりますので、参考願えればと思います。

まず資料5、建設リサイクルに関するこれまでの取組み及び建設リサイクル推進計画2008の推進施策のレビューについてということでご説明させていただきます。表紙をめくっていただきますと、右下に2ページと記載したページでございます。本日この資料でご説明する中身については推進施策の実施経緯、推進計画の策定経緯、推進計画2008の概要、更にそれに伴う建設リサイクルのこれまでの推進のマクロ的な推進実績。最後に建設リサイクル推進計画2008のレビューという形で構成をいたしております。

またページをおめくりいただきまして、まず、3ページ。これまでの建設リサイクル推進施策の実施経緯でございます。まず、平成3年の再生資源利用促進法の制定から、併せて、同じくリサイクル原則化ルールの策定等を踏まえて、これまで循環型社会の形成に向かまして、関係者が連携して、建設リサイクル推進施策に取り組んでまいりました。途中、真ん中にありますが、平成2年の建設リサイクル法の制定というものが1つ大きなきっかけとして、施策の中の1つとして取り組んできたところでございます。

次のページ、4ページにまいりまして、今回ご議論いただきます推進計画の策定経緯で

ございます。こちらについては、国土交通省における行動計画としての推進計画を、過去、白抜きでございますが、平成 9 年に推進計画 97、平成 14 年に 2002、平成 20 年に 2008 ということで 3 回策定してまいりまして、今回、今年度からのリサイクル推進計画を今年の夏までに策定を目指しておるところでございます。

次の 5 ページにまいりまして、推進計画 2008 の概要でございます。まず、上のほうから計画の位置付けでございますが、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた考え方、目標、施策等の内容といたしましまして、計画の対象は、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象ということです。前回の計画の基本的な考え方ですけれども、関係者の意識の向上と連携強化、持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開、民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進などを掲げてございまして、計画期間は平成 20 年度から 24 年度。平成 17 年の実績を基に、下に例を示しておりますけれども、平成 22 年、24 年、27 年の再資源化率の目標値を設定してございます。

次、6 ページでございます。2008 に具体的に記載しております施策でございます。中身については資料のほうにも記載しておりますけれども、施策としては大きく 2 つのブロックに分けております。1 つ目が建設リサイクル推進を支える横断的取り組みということで、(1) の情報管理のところから (5) の技術開発等の推進について、それぞれ右の数字にありますような数の施策を記載して取り組んでまいりました。

更に 2 番目としまして、建設リサイクル推進にあたっての個別課題ということで、発生抑制、現場分別、再資源化・縮減、適正処理、再使用・再生資材利用についてということで、合わせて 69 施策を記載しておるところでございます。

それに伴いまして、これまでの建設廃棄物の排出量あるいは再資源化率等を次の 7 ページに記載してございます。まず上が建設廃棄物の排出量を平成 7 年から 24 年までの実態調査の結果で取りまとめてございます。上から、平成 7 年からこの廃棄物の排出量全体でございますので、少し工事量等に影響を受けるわけですけれども、20 年は工事量等の関係もあって減ってますけれども、全体としましては概ね全体としては概ね減少傾向にあるとみております。

次に、下のグラフで再資源化率等についてですが、これまでの取り組みに伴いまして、今回も含めて、再資源化率に関しては増加傾向にあるという状況でございます。

次の 8 ページでございます。個々の個別の品目ごと、アスファルト、コンクリート、発生物の品目ごとの再資源化率等の推移を記載しております。グラフを見ていただくと分かりますように右肩上がりで、ずっと着実に再資源化率、利用率等は上がっておる状況でございます。

次に 9 ページでございます。こちらは建設廃棄物由来の最終処分量の推移を下のグラフに示しております。建設廃棄物由来の最終処分量は、ずっと左から右に経年に概ね減少傾向にあるわけでございますけれども、右上の円グラフ、建設廃棄物が産業廃棄物全体の

最終処分量の4分の1を占めていると。近年、最終処分量が大きい品目、右下24年度になって、短いグラフで見づらいんですけども、大きい品目としては建設混合廃棄物、建設汚泥、コンクリート塊由来のものが多い状況にございます。

次、10ページでございますけれども、こちらは不法投棄の現状ということで、産業廃棄物の不法投棄は左のグラフにありますように、近年減少傾向にあるものの、右のグラフにありますように、建設全体としては少なくなってきたいるんですけども、建設廃棄物の占める割合、赤い部分でございますけれども、近年6割から8割で推移しております、直近24年度は75%程度を占めていると。まだまだ全体としてはボリュームが大きいということで、どうしてもこういう占める割合が大きくなっているという状況でございます。ここまでがこれまでのリサイクルに対する取り組みの説明でございます。

次に、11ページからが2008の施策レビューの結果でございます。先ほども数として触れてさせていただきました69施策の実施状況、結果レビューを実施いたしました。その結果、計画どおり実施された施策が46施策、一方、計画どおり実施されたが、一部改善の余地が見られると整理させていただいた施策は23施策となってございます。参考資料5-2のほうに全施策に対するレビューの整理をさせていただいておりますが、お時間の関係で次の12ページ、13ページでそれぞれの分類の代表事例を説明させていただきます。

12ページでございます。まず、計画どおり実施された施策の代表事例ということで、まず、表でいう一番上でございますけれども、3R推進功労者等の表彰でございます。こちらは3R推進功労者表彰の募集周知、候補者推薦、審査協力等を行って建設リサイクルに関する取り組みのPRを促進してまいりました。

2番目の再資源化・縮減のところで、建設汚泥再生品の品質基準の検討でございます。こちらは建設汚泥の再資源化率向上のため、再生製品の品質基準などを含みます「建設汚泥再生利用マニュアル」を建設汚泥リサイクルの解説本として出版しております。

一番下が自然由来重金属等を含む土砂等の取扱いの検討でございまして、自然由来の土壤汚染対策法基準を超過した土砂の取扱いについて規定いたしました「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壤への対応マニュアル（暫定版）」でございますが、こちらを策定しておるということで、検討の結果、右側、それぞれが計画どおり実施されて、引き続きこの施策についてはPR活動あるいは普及活動を推進してまいりというレビューをしてございます。

次の13ページでございます。計画どおり実施はしましたが、一部改善の余地が見られた23施策のうちの代表事例でございます。

まず一番上が電子マニフェスト等を活用した建設副産物物流の「見える化」の検討でございます。検討の結果、電子マニフェストでは十分な見える化ということが難しいということで、今後、他システムも併せて建設副産物物流の確認が必要との結論に至っておりまして、そういう形で右端に記載しておりますけれども、他システムを活用してモニタリングを改めて取り組んでいきたいと思っております。

2番目でございます。建設汚泥の再生利用認定制度等の活用につきましては、真ん中の実施状況ですけれども、認定制度を活用した建設汚泥の有効活用を実施しております、一定の実施例が出てきておるわけでございますけれども、まだまだ工事間利用は十分進んでいないことから、引き続き利用促進を図る取り組みが必要と考えております。

3番目が公共工事土量調査の実施ということで、各地方ブロックの副産物対策連絡協議会が中心になっておりますが、そこで年間1～4回の公共工事の建設発生土の搬出・搬入予定量の調査を行いまして、公共工事間の有効利用を促進しております。今後は更に調査対象機関の拡大などによる有効利用を促進する必要があるという形で整理をさせていただいて、レビューとさせていただきました。代表事例等の説明になり恐縮でございます。以上が資料5の説明でございます。

続きまして資料6の説明に移らせていただきます。平成24年度建設副産物実態調査の結果でございます。先月の27日に公表させていただいておりまして、委員の先生方にもメールで恐縮ですが、ご報告させていただいたおるところでございます。公表資料の実物は参考資料6に付けさせていただいております。

この副産物実態調査につきましては、これまで3年から4年ごとに調査を行ってきておりまして、右下の絵にありますように、大きく2つの調査を進めております。左下、赤枠でございますけれども、まず、官民すべての建設工事に対する関係機関の発注工事について元請業者を対象に利用量・搬出量の調査を行うとともに、絵の右上にございます緑の部分、施設調査ということで、再生処理施設の稼働実態の調査を行っております。

次に3ページに再資源化率等の結果でございます。表で言いますと、真ん中のCの欄、24年度の欄が今回の実態調査に基づきます再資源化率等の数値でございます。あと右から2つめが前回の2008の計画で設定した目標値でございます。20年度との差分がその真ん中に記載されておりますけれども、概ね建設汚泥の再資源化・縮減率が横ばい、建設混合廃棄物の排出量が増加ということで、右端の目標値の達成状況としては、木材の再資源化率及び混合廃棄物の排出量の削減が未達成という状況にございます。

次からもう少し詳しい説明になりますが、4ページでございます。廃棄物の排出量の動向でございます。平成24年の廃棄物の排出量は前回調査より13.9%増加しております。左のグラフで言いますと、実線の四角のグラフでございます。一方で、最終処分量、下の左側のグラフで言うと×のマークの破線のグラフでございますけれども、最終処分量は前回調査から27.9%減少ということになっております。

この建設廃棄物の排出量の要因を少し個別に見てまいりますと、アスファルト・コンクリート塊が増加しております。右側のグラフの一番下の黒く塗りつぶしたところでございます。20年から24年に概ね600万トン増えておりますけれども、これを詳しく見てまいりますと、アスファルト・コンクリート、東北あるいは関東ブロック分から出でおるもののが増加分の大半を占めておりまして、これは恐らく東日本大震災によって道路が被災したことによるアスファルト・コンクリート塊の排出が増えたのだろうと、要因の1つとして推察

をしておるところでございます。

次の5ページ、再資源化・縮減量及び最終処分量の動向でございますけれども、再資源化・縮減量は、左側のグラフにありますように、20年度からは14.5%増加しております。こちらも左側の一番下のアスファルト・コンクリートを見ていただきますと、再資源化・縮減量もアスファルト・コンクリートが縮減量の増加分の大半を占めておりまして、東北あるいは関東の震災の被災によるものについても、きちんと再資源化・縮減が図られたのではないかというふうに見てございます。

右側、ちょっと見づらいですけれども、品目別の最終処分量としましては、この建設混合廃棄物由来のものがかなりの部分を占めておるという状況でございます。

次に6ページでございます。建設発生土の搬出・排出量の動向でございます。左下のグラフを見ていただきますと、平成24年度の搬出量につきましては、前回調査とほぼ横ばいでございます。右側の利用土砂の建設発生土利用は、土砂利用の搬入状況でございますけれども、現場内利用が大きく増えておりまして、発生土の利用率については、これによりまして88.3%と前回調査より、このページの中には記載しておりませんが、9.7ポイントの増加を見てございます。

次の7ページにつきましては、個々の品目のリサイクルの概要と再資源化率を記載しておりますが、左側の緑の枠で囲んでおりますけれども、建設リサイクル法の対象品目になっておるコンクリート、アスファルト、木材については特に高い再資源化率を維持しておりますという状況にございます。

8ページ、9ページで目標未達成の2つの項目についてご説明させていただきます。まず、8ページから。建設混合廃棄物でございまして、建設工事現場から最終処分場への直接搬出の割合は、左側のフローで言う一番左の赤囲みの部分になりますけれども、直接の最終処分量は約3割。全体としては、再資源化施設へ搬出するものの最終処分場へ搬出する割合が高くて、全体として再資源化等率は約5割程度に留まっています。

右側、新築・増改築の青い部分、あるいは赤い部分の右側の年単位の推移、単位当たりの発生量ということでございますけれども、新築・増改築の原単位が増加しております。発生量も新築・増改築の部門がシェアとしては半分以上を占めておる状況でございまして、こちらの原単位の増加が結果として増加要因にあったのではないかと。

一方で、解体工事、右側のグラフで言うと緑と紫の部分でございますが、こちらは、排出の原単位は着実に減ってきているということで、現場解体、現場における分別・解体の一定の効果は出ているのではないかと考えております。

最後、9ページでございます。こちらは建設発生木材の再資源化・縮減率でございます。こちらについては、一番下の率の計算式の左側、再資源化・縮減率という部分が95%の目標に対して94.4%ということで、わずかに目標を達成できなかったわけですが。このフローを見ていただいて、矢印で直接最終処分と書いております、一番左の赤囲みですけれども、こちらが場外排出量の5%が直接最終処分場に搬出されているということで、この縮

減率の100%との引き算の大半を占めておるのはこちらということで。もちろん有害物質を含有するものが入っていると思いますが、近くに再資源化施設や焼却施設がないことなどが要因として考えられるんですが、なかなかそこまでこの実態調査の結果だけでは分からないので、これから少しこの辺も分析していく必要があるのかなと考えております。少し駆け足でしたが、説明は以上でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。ただ今、これまでの取り組み状況、それから施策の結果のご説明をいただきました。これから質疑に入りたいと思いますが、前回やりましたように、ご質問のある方は名札を立てていただきますようにお願ひいたします。それでは、何からでも結構ですので、ご質問等ございます方はよろしくお願ひします。

【細田委員】 1つ教えていただきたいんですが。今の資料6の5ページ右側の図で、建設混廃の混合廃棄物も順調に減っているんですが、減った原因といいますか、要するに建設現場での分別解体が進んだのか、あるいはそもそも全体の発生が減ったのか。建設混廃が減った理由、埋立てが減った理由というのをもし分かれば教えていただけますか。

【事務局】 資料6の5ページの左下の部分でございますけれども、基本的には建設混合廃棄物については発生量そのものが今回の調査結果としてはもともと増えてございます。それに伴う最終処分量については、建設混合廃棄物はやはり一番分別をした残りの部分でございますので、なかなか先ほど途中でご説明したように5割くらいの再資源化率という形になっておりますので、まず発生量が増加した部分というのが一番の増加要因になっていると思います。

【嘉門委員長】 よろしいでしょうか。

【事務局】 すみません。こちらにつきましては、先ほど8ページのところでご説明をさせていただきましたが、排出原単位として解体の部分についての排出原単位が着実に減少しておるということで、そちらの部分で最終処分量が減ってきておるということでございます。

【嘉門委員長】 それでは、古市委員。

【古市委員】 2点ほど教えてください。1点目は建設発生木材の原単位が増えてきていくと。要するに、排出量が増えてきているということなんですけれども。これは、本来、建設と解体は発生の経緯が違うから分けて考えるべきだと、私、考えているんですけれども。新築、改築のときに原単位が減っているって、これは利用ができないというのはニーズがないんですかね。というのはこういうものはリサイクルみたいにエネルギー源として使えますよね。新たな利用の仕方もあるんじゃないかなという気もしているんですが・その辺の状況を教えてください。これが1点目。

2点目は、資料6の7ページのところで、建設リサイクル品目の対象というのと、そうでないというのを分けていますけど、これは力の入れ方が違うのか、それとも何が違うということなのか。例えば、建設発生土に関してはどの程度今回力を入れて対策をされるのかなというところなんですが。

従前、有効利用の行動計画の達成状況等があまり評価されていないとか、リサイクル率を設定するのがどうなのが分かりませんけれども、この辺の目標がないので、どこら辺までやるのかというところが少し客観的評価がしにくい面がございますよね。その辺のところはどうか。更に有害性の問題も秘めていますので、この問題というのは非常に根深いところがあるんですが、今回、どの程度までこれについて言及されるんでしょうか、という2点でございます。

【事務局】 ご質問の確認をさせてください。1点目については建設木材。

【古市委員】 建設木材。

【事務局】 資料6で申し上げると9ページのところですね。

【古市委員】 はい、建設木材。

【事務局】 まず、建設発生木材につきましては、今回9ページのところにフローを示させていただいておりますけれども、基本的には直接最終処分に回っているものを除けば、再資源化あるいは縮減というものがしっかりと進んでいるんじゃないかなと思っています。そういう意味ではこれから頑張れるかどうかの余地も、我々も認識できておりませんけれども、直接最終処分というものにつきまして分析をしていく必要があるのではないかなと思っております。

あと、もともと建設発生木材はマテリアルの利用と燃料としての利用がございましたが、近年、バイオマス発電の発電所が出てきておりまして、こちらも燃料利用というか、そういう形の1つにはなりますけれども、そちらのほうも少し進んでおりまして、木材リサイクル業界のほうでは場合によってはバイオマス発電の利用のほうが、もともとの燃料としての利用に対して、燃やすことによる縮減の利用が、供給量を圧迫してしまうんじゃないか。使う量がバイオマス発電が多くなってしまうんじゃないかというご心配があるというご意見も伺っております、その辺、我々も注視しながら。まだ現状としては圧迫をするというような状況はないのかなというふうに思っております。

【嘉門委員長】 発生土のご質問は。

【事務局】 もう1つ、資料6の7ページにお示しました再処理目標値のこちらは建設リサイクル法の部分でございますけれども。建設リサイクル法の対象品目につきましては、法に基づいて、左側の3つは一定規模以上の工事については、分別解体と中間処理施設への搬出というものを義務付けておるわけでございますけれども、そういうこともあって、高い率になっているという実態がございます。

一方で、右側の混合廃棄物汚泥・発生土についても、これまでも取組みを進めていく中でここまで達成してきたという中で、先ほどのご質問の中にもありました、建設発生土の部分につきましては、これまで、どちらかというと20年までは概ね8割ぐらいの有効利用率だったところが、今回は88%で約9%ぐらい上がったということで、こちらは細かい分析を途中でも触れましたけれども、現場内の利用、恐らく現場のコスト意識がかなり高まったのではないかというふうに思いますが、現場内利用が増えることによって、こういう

形、9割近くになったと。

これから現場内利用あるいは現場間利用について、我々としては更に進めていく必要がある。まだ新材の利用というものがございますので、その辺の工夫について我々としては、現場内の利用について今回も引き続きしっかり公共事業としても取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

【嘉門委員長】 建設発生土については利用土砂量に対する建設発生土の利用割合ですので、建設発生土全体が88%も利用されているというわけじゃないので、ここが大きな違いですね。ですから、建設発生土が適正に利用されないというか、適正に仮置きされなくて、いろんな問題を起こしている事例が結構ありますし、大阪では大きな事故も起こしているというのはご承知のとおりかと思います。次に、三本委員。

【三本委員】 確認をしたいところがあります。8ページになりますけれども、左下の混合廃棄物のフローの中で、57%が再資源化しているものの再利用になっていますけれども、これは①に対して57%でありますて、この表示だと理解ができるんですが、③の再資源化施設を通ったものの再資源化率は81%強になりますので、その表示をお願いしたいと思います。9ページも同じですね。場外搬出量500に対して87%は理解できますけれども、③の再資源化施設へ持ち込まれた量を100とした場合には97%強になりますので、その表示があれば誤解を招くことはないと思うので、表示をお願いします。

【嘉門委員長】 はい。ありがとうございました。それでは、出野委員、お願いします。

【出野委員】 質問ではなくて意見ということで3点ほど。資料5ですけれども、3ページの実施経緯とありますけれども、平成11年に建築解体廃棄物リサイクルプログラムというものを当時の建設省でお作りいただきて、この下に取り組んできたという記憶があるんですけども。解体に特化しているので省略されたのかと思いますけれども。老婆心ながらといいますか、あえて1つ付け加えさせていただきたいと思います。

それから2点目が資料5の10ページの不法投棄のところですね。これも、私は毎年こういうデータを見ておりますけれども、いつもだまされているかなという感じがしますので、1つ議論に乗せていただきたいと思います。環境庁が調べている不法投棄の件数、これは1か所で10トン以上の不法投棄がある。で、行政が把握したものにのみ限るという条件付きのデータですね。ということで、47都道府県でゼロ回答が半数近くあるということを承知しておりますので、そんなことはないという意識もございますので、その辺りを頭に入れた上でご利用いただきたいと考えております。

3点目が資料6の9ページの木材について、上から4行目。詳細は不明であるとありますて、直接最終処分場に行っている木材があるということなんですか。これは常々気にしておりまして。実は処理困難物といいますか、リサイクル困難物、具体的には木合セメント板とか、木片セメント板とか、要するに木材をセメントで固めたものですね、あれが解体現場から出てきた場合には解体業者はどうしているのかと、いつもこちらも質問しますし、解体業者からも質問が来ます。

木材の量が多いやつは焼却へ持っていくと。木材の量が少ないものは最終処分で埋めるしかないと。こういう回答を得てますので、恐らくそこら辺りの影響があるのかなということを1つだけ申し述べさせていただきます。以上3点でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。それでは崎田委員。

【崎田委員】 今の資料6のところで1つ質問をさせていただきます。今回、この建設リサイクルのところには東日本大震災の影響はないのかと思っていたんですが、この4ページのところでアスファルト・コンクリート塊が増えているということに関しては、東日本大震災の影響であろうというコメントがありました。それ以外の部分でのもの、あるいはリサイクルのような数字のところに、東日本大震災の影響での数値の変化とか、そういうことの影響に対して何かあれば、教えていただきたいと思います。

【事務局】 今ご質問の東日本大震災の影響は、まず1点目として、基本的な整理としましては、今回この調査の中では、災害に伴うがれき、災害廃棄物及び津波堆積物と言われているものというのは基本的には一般廃棄物として整理されているので、ひょっとすると、部分的には調査の回答としてがれき処理と復旧復興の工事なんかが併せてやられているものについては分かれてないかもしれませんけれども、がれき等の影響については基本的にないというふうに、我々としては認識して調査をしているところでございます。

その中で、今、アスファルト・コンクリート塊の増加以外に実態としてどうだったかという部分につきましては、この中で資料としてブロック別の数字というのをつけておりませんけれども、アスファルトの増加以外にも、東北については、やはり物が被災しておる公共施設あるいは建物が被災しておるという部分がございますので、そういう意味では廃棄物全体の量は、やはりアスファルトだけではなくて増加傾向にあるという数値になっております。

ただ一方で、基本的には再資源化縮減率については、東北が特に低いということではないので、そういう意味では同じ取り組みの中で進んだものというのがあるのかというふうに思っております。以上でございます。

【崎田委員】 ありがとうございます。

【嘉門委員長】 それでは佐藤委員。

【佐藤委員】 資料6についての質問です。まず、3ページについて。建設汚泥の再資源化の縮減率がこの表では、20年と24年を比べると、汚泥だけが資源化が進んでいないという状況だと思います。この理由が分かれば教えていただきたいということです。

それから、5ページで最終処分量の多くは建設混合廃棄物が占めていると記載されていますが、最終処分というのは安定型と管理型と海洋投入と3つの種類がございますけれども、それぞれの最終処分の動向が分かれば伺いたい。特に安定型の場合には、混合廃棄物でないものが埋められていると思いますけれども、その状況について教えていただきたいと思います。

【事務局】 まず、1点目の汚泥の再資源化・縮減率が横ばいに留まったという部分につ

いては、後ほどの今後の取り組みの中でも少し触れることになるんですけれども、汚泥については、実際に再資源化を行った上で廃棄物としての扱いをするということで、再資源化したものについても、なかなかその次の汚泥再生の利用が進んでいない。しかも、運搬再利用につきましても個別指定制度などということで、地域ブロックによって汚泥の個別指定制度の活用率が違っている状況もございまして、一部分には汚泥という名前がなくてはならないのかと。汚泥はどこまで行っても汚泥処理土ということもあって、新しいものを自ら作るときになかなかそういう文字が入ったものはというご意見もありますし、その制度上の問題もあるんじやないかということで、ここは少しこれから我々としても取り組んでいかなければならぬ課題の1つだということです。

2点目の最終処分量の行き先の内訳というご質問でしたが、現時点では不明という状況なので、ほかの資料も含めて、この結果からは数字としての分類はないのですが、参考となる資料があるかどうかを少し調査もしまして、あればご説明・ご提供させていただければと思います。

【嘉門委員長】 よろしいですか。よろしくはないかも知れませんが、後で調べていただくということで。ついでで恐縮ですが、この5ページの図のその他というのは大体どういうものとみたらいいんでしょうか。

【事務局】 ほかに瓦だとか塩ビ管みたいなものがありまして、確かにそういうものがちまちま程度のものが積み上がったものだと記憶しております。

【嘉門委員長】 そういうものが量として把握されているという理解でいいんですか。

【事務局】 はい。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。では、杉山委員、お願ひします。

【杉山委員】 資料6の9ページについて教えていただきたいと思います。先ほど焼却についてもご質問が出ておりましたが、もし焼却の内訳が分かれば教えていただきたいのですが。単純焼却、要するに燃やすだけのものと、施設によっては一定の熱エネルギー利用をしているものと、その辺りの区別をしたデータをもしあれば教えていただきたいと思います。

【事務局】 実は調査の段階で、まとめて焼却施設という形でやっておりますので、今杉山先生におっしゃっていただいた分類の部分は調査上把握し切れていない情報で、そこはありません。申し訳ありません。

【嘉門委員長】 将来、分かる可能性はありますか。

【事務局】 また今後実態調査をやるときにそういう部分を少し分けてちゃんと聞こうという形を取れば、その部分は分かるようになると思います。

【嘉門委員長】 エネルギー量ということも含めて、やはりそういう点も今後入れていただくといいかも知れませんね。

【事務局】 分かりました。

【嘉門委員長】 それでは富田委員。

【富田委員】 このリサイクル計画は一部未達の部分がありますけれども、順調に進んでおられるということは評価いたします。

質問というか、半分意見なんですけれども、先ほど来出来ます木材の関係で、基本的な考え方の部分なんんですけど。リサイクル法あるいはリサイクル推進計画の「リサイクル」の意味なんですが。要するにマテリアルリサイクルみたいな話と、木材のケースで言うとバイオマス発電という話があって。それで、基本的に、例えば低炭素社会ということでCO₂の固定という意味で見れば、マテリアルリサイクルをしたほうがCO₂を排出しないのでプラスになると思うんですけれども。このリサイクル計画の場合には、燃やしても縮減という形で評価されて、いいことにカウントされるわけですけれども。今後どういうふうにいわゆるマテリアルリサイクルと縮減みたいな形を考えていくのかなと。ご質問というか、私自身もどうしたらいいかと考えている部分です。

意見という意味で言うと、バイオマス発電とマテリアルリサイクルとの関係で行くと、燃やすバイオマス発電については補助金が付いて進められていて、マテリアルリサイクルのほうはそういう制度がない状態で、ある意味で市場で競争していると。原料の確保という意味で競争していると。大きな問題は生じてないようですが先ほど福島室長からお話をありましたけれども、一部の声では、やっぱり木材の値段が上がって、競争上不利になっているんじゃないかなという声もあるものですから。今後注視していくという予定ですというふうに先ほどお答えがありましたので、是非その点はそういう観点からも注視していただければ幸いでございます。

【事務局】 今の1点目、マテリアル利用と燃料の利用について、リサイクル計画において我々がリサイクルとしてどう考えるのかということでございます。ここは今までの資料等をひも解いてみると、そこはいろんな意見が皆さんにある中で、1つの考え方としてはカスケード利用ということで、マテリアル利用を図った上で、段階的に最終的に燃料で使うとかという形の高度なリサイクルというのか、水で言うと再々処理みたいな話。何度も浄化して使うような話、そういうふうな考え方を取り入れればマテリアルのほうを優先すべきではないかという意見も一方であります、そこは我々も迷っているところであります。再資源化・縮減という指標を使っていく中で、その辺少々、過去もそうですが現時点でもどちらを優先すべきという状況に明確に至っていないというのが現状でございます。

後段のこれから、年々、バイオマス発電の取り組みもあるということもあつたりして、バイオマス発電所の建設許可申請が増えている状況にあります、先ほど冒頭で注視するというお話をさせていただきましたが、やはりしっかりとその辺の状況を踏まえながら、必要なところに対策を打つということは、我々としてもしっかりやらないといけないのかなと。これは必ずしも国交省だけの問題ではない部分がありますので、経産省等とも連携を図りながら取り組んでいかないといけない。注視もしながら取り組むべき話だなというふうに理解をしております。

【嘉門委員長】 縮減には、建設汚泥を脱水というプロセスもありますから、区別して評価していくというのは重要かもしれませんね。それでは米谷委員。

【米谷委員】 先ほどの崎田先生のご質問に關係して、私の推測を述べさせていただきたいと思います。震災の影響というのはアスコン塊以外についても恐らく出ているのではないかと思っております。特にそれがはっきりしているのが建設混合廃棄物ではないのかなと想像しております。国交省のほうからご説明がありましたように、震災がれき、そのものは一般廃棄物ですので基本的にはこのデータには含まれていません。しかし、復旧復興に伴っての新築工事を大急ぎでやるとか、そういった工事が多々ございました。そうしますと、どうしても時間がないと分別をそこまでしっかりやっていられないということもありますし、そもそも工事量そのものも増えているので、発生量としても増える。そう判断してもいいのではないかと思っておりますのは、参考資料6の参考1－15というところにブロック別の数値が出ております。

これを見ますと、東北ブロックの建設混合廃棄物の排出量が20年度に14.5万トンに対しまして、24年度は23.3万トンということで、9万トンぐらい増えているような状況になっておりますので、全体で十数万トン増えているうちの9万トンをここで占めている。増減はございますけれども、そういったような状況からも、やはり震災の影響というものはあるのではないかなど、個人的に考えております。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。次の今日の議論といたしましては、近年の状況等もございますので、そのときに併せて議論させていただきますが、野城委員がお時間がないので、次の説明を聞いているとたぶん時間がないんじゃないかなと思いますので、事前に配られた資料等も見ていただいている中で、ご意見をお帰りになる前に一言おっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

【野城委員】 今日、国の方でこれからこういった現状を踏まえて建設リサイクルに対する施策をどうするかということが検討されて。今日見まして論点としては、私、これで漏れていることはないと思いますので、ご提案のとおり進めていただきたいと思います。

あえて加えるとすれば、皆様、多くの方がバイオマス発電のことをご発言になったんですけども。少しスコープから外れますけれども、バイオマス発電、特に木材系のバイオマス発電については各省庁が縦割りでやっているところもあり、バイオマス発電を経営する立場からすると、安定的に廃棄木材やその他の木材があるかというと、決してそうではない状況だと思いますので。

周りからすると、非常に減らせるんじゃないかと思われるんですけど、利用する対象からすると意外と少ないということだったりすると、日本全体で見た場合に例えればバイオマス発電というものがある地域にあった場合に、プラントを運営する立場からすると、これぐらいの規模がないと困ると。しかし、そこにそれだけの建設廃棄物の賦存量あるかというとそうでもないよう思います。要は日本にどれだけ建設廃棄物のリサイクルの汎用性があるかという、賦存量だけ。

あと、それがそれぞれの地域におけるバイオマス発電のプラントを作る際に成立しうる量かどうかというところの目線だけは、ちょっとスコープを広げて見ていただけだと、更に今日の各委員の議論を聞いておりまして厚みが出るかなというふうに思います。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。今のご発言も含めて今後の課題ということを取り入れられればと思います。それでは、今の議事の①、②については以上ということにさせていただきまして、後半の③建設リサイクルを取り巻く近年の状況、並びに④の今後の建設リサイクル推進の方向性について、この2つを事務局より一括して説明をお願いします。

【事務局】 では、議題の③、④、資料で言いますと、資料7、A4横のパワーポイントの資料と、資料8、A4縦の資料を使わせていただきます。まず、資料7、建設リサイクルを取り巻く近年の状況について、ということで、表紙をめくっていただきますと、2ページに資料の中で説明いたします目次を示させていただいております。

上から4つの部分については資料をもって説明をさせていただきますが、その他近年の施策等の状況について、下の6つにつきましては参考資料を付けさせていただきます。今回、時間の都合で重要な部分のみのご説明とさせていただきます。ご了解願います。

まず、3ページです。ちょっと細かい資料だったものですから、A3の綴じ込みの資料を付けさせていただいております。昨年5月に閣議決定いたしました政府としての第三次循環型社会形成推進基本計画の概要でございます。

この基本計画によりまして、これまでのリサイクルより2R（リデュース、リユース）の取り組みを強化すること、あるいは低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化などが基本的方向ということで、右側に「質にも着目した循環型社会の形成」、「国際的取組の推進」、「東日本大震災への対応」という方法が示されるとともに、左下にありますように、新たな目標として、平成32年度に循環利用率7ポイント、あるいは最終処分量30%減と、そういう目標が掲げられた循環型社会の推進基本計画が閣議決定されております。

次に4ページでございます。冒頭、局長挨拶の中でも触れましたが、国土交通省における環境行動計画、先月、3月末に策定いたしております。今後7年間に取り組む環境関連施策を取りまとめた行動計画という形で、その柱の1つである循環型社会の形成に向けた取り組みとして、建設リサイクルの推進を位置付けてございます。

その下のところで、環境行動計画の構成として青い部分の上から2つ目、基本とすべき5つの視点及びその下、今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」を構成として整理をしておりますけれども。その「4分野」「7つの柱」の右側のⅢ. 循環型社会というところの5. 循環型社会の形成に向けた取り組みの推進のところに建設リサイクルの推進を位置付けてございます。

併せて、一番下、IV分野横断的な取り組みの6. 環境保全の行動変容施策等の継続的展開という形で、6-4のところで建設リサイクルの取り組みの普及啓発による建設リサイ

クル参画の推進ということで、これは関係機関で協力して進めているこの建設リサイクルの普及啓発等の取り組み等についてもこの中で位置付けております。

次、5ページでございます。こちらからが少し中期的と申しますか、今後5年間を含めた中期的な流れの中で、少しどういうことを懸念しているというか、取り巻く状況として我々として包括をしたということでございます。

5ページは、まず将来的な建設副産物の発生増に関する懸念ということで、下のほうにグラフがございますけれども、高度成長期に建設された大量の社会資本、橋とかトンネル、あるいは河川管理施設等について建設後50年以上経過するような社会資本の割合がこれから急上昇してくるということで、今後は適切な補修による道路構造物の延命化や新設構造物の長寿命化等が必要になるというふうに考えております。

続きまして、6ページでございます。こちらも同じく副産物の発生増に関する懸念でございます。先ほどは土木構造物でございましたが、こちらについては建築物についても、グラフの中で丸で囲っておりますが、昭和40年代から50年代、60年代前半にかけてたくさん建設された更新需要の増加が今後見込まれるということを予想しておるところでございます。

続きまして、7ページでございます。こちらは再生利用の減少に関する懸念ということです。こちらは建設工事の施工統計調査ということで、竣工する工事の統計でございますけれども、下のグラフにありますように、平成5年から9年くらいの建設工事の工事額、完成工事高のピークに対して、平成23年におきましては概ね半減しておるという状況でございまして、近年では40兆円から50兆円程度で推移をしているということです。

続きまして、8ページでございます。こちらももう少し細かいところでの建設副産物の再生利用減に関する懸念でございます。こちらのグラフにつきましては、経産省の碎石動態の統計調査ということで、碎石の出荷量を赤の折れ線グラフに示しました。特に全体を占める道路用の碎石の出荷量の割合というグラフを示しております。その推移を見ますと、碎石の需要動向は年々減少傾向にあり、特に、舗装で用いられる道路用碎石の減少傾向が著しいという状況にございます。

つまり、コンクリートガラを再資源化した再生クラッシャランの需要先、再利用先というものが近年少なくなってきておりまして、これも舗装を全面的に打ち換える部分から、コスト削減の中で部分的な打ち換えにするとか、道路の新設工事そのものが少し減少しておるとか、そういうものの影響が既に出ておりまして、今後についてもこういう傾向が続くのではないかということを予想しております。

続きまして、9ページでございます。こちらは建設発生土の利用先不足の懸念ということでございます。左から平成12年から24年度までの中、実態調査の中で整理をしております。上の緑の棒グラフが建設発生土の現場からの搬出量、下のオレンジの部分が現場への搬入量でございます。つまり、上と下を見ていただきますと、排出量が搬入量を上回っておる状況がずっと続いている。それぞれの量というのは少なくなっていて、20年か

ら 24 年は概ね横ばいくらいになっておるところでございます。

上の折れ線グラフは搬出を搬入で割った比でございまして、見ていただきますと、大体 2 倍弱になっておるという状況で、搬出のほうが多い状況は引き続き続いているという状況にございます。上の黄色のところで書かせていただいておりますけれども、今後という意味では、首都圏でいう東京外郭環状道路などのシールドトンネル工事等の大規模事業が引き続き予定されておりまして、例えば首都圏では搬出土砂の発生が増えて利用先が不足するということが懸念されておるところでございます。

ここで 1 点、トピックスというか情報として少し触れさせていただきたい案件がございます。実は先ほど嘉門委員長のほうからも、途中のご質問というかご解説の中で、建設発生土、基本的には国土交通省としては排出抑制と再生利用増という形で現場での取組みを進めておる、あるいは現場同士のマッチングを進めて取り組んでおるんですけども、それでも有効利用が図れなかった、いわゆる残土と言われるものにつきまして、先ほど嘉門委員長のほうから、建設残土と言われているものの大規模な崩落事故が大阪府の豊能町であって、府道を通行止めにするという案件の紹介がありました。

実は、本日、衆議院の環境委員会のほうでこの点についてご質問がありまして、全体的な残土問題について、環境省あるいは国交省はどういうふうに取り組むんだというふうなことの議論がございました。そういう中で、我々としても、もちろん建設リサイクルとしては建設残土の発生を抑える、あるいは発生したものは有効利用するというスタンスで強く進めていくんですけども、それでも使えなかつたものを適正に取り扱う、処分場の取扱いについて我々としてもしっかりと取り組んでいかなければいけない 1 つの課題ではないかと。今日、たまたま国会での議論がありましたので、今日委員会があるということで、少しトピックスとして触れさせていただきました。この点についても、またもしご意見等がありましたらいただければというふうに思います。

次の 10 ページでございます。こちらはこれから地域固有の課題が顕在化していくのではないかということで、こちらについては 1 つ、最近、東京・大阪等の大都市において再生クラッシャランがだぶついているということ。これには在庫状況と書いておりますけれども、こちらの在庫状況が地域により差がある。特に大都市圏でだぶついているということが、データとして。

下のグラフは国交省の主要建設資材受給・価格動向調査結果の中で、在庫指数というものがございまして。こちらは再生クラッシャランの製造者と需要側、建設業者にアンケートを取りまして、グラフの中の右上に凡例を示しておりますが、4 段階、それぞれの業者さんにアンケートを取りまして、状況を 1 から 4 までのスコアにして、その平均値として在庫指数を挙げておるというデータでございます。

黒丸の折れ線グラフについては全国の値。グラフで言うと、上のほうが品薄、下のほうが在庫が豊富、在庫過多という傾向があるわけですから。青の大阪については、近年少し全国よりも在庫豊富の傾向がある。赤の部分、東京については更に在庫豊富と、近年

特にそういう傾向が出てきておりまして、このコンクリートガラの再生クラッシャランについて地域によって、東京、大阪、大都市の課題として、特に顕在化してきておりまして、こういうふうな形で全国ベースでの同じような取り組みだけではなくて、地域固有の課題に対する取り組みというものを今回の柱に、後ほどご説明いたしますが、なるのかなというふうに考えておるところでございます。以上が資料7の説明でございます。

引き続きまして、資料8でございます。こちらがこれから夏頃を目処にまとめていただきたいと考えております、更なる建設リサイクル推進に係る方策、この委員会の基本的な最終結論としてまとめていただくための方策の骨子案を示させていただいております。

骨子案をまとめるに当たりまして、まず、I. 基本的な考え方としましては、先ほど資料5, 6, 7とご説明してまいりましたが、1がまず資料5、推進計画2008の施策レビューから出てくる考え方といたしましては、大半の施策は計画どおり実施されているとともに、建設リサイクルは着実に進展していることから、こういう形の取り組みが効果を発揮しているということで、継続的に取り組みを推進したいということが1点ございます。

もう1点は、一部の施策、レビューの中で2番という形で整理をした施策でございますけれども、手法等に改善の余地がみられるものについては、本来目的の達成に向け、手法を少し工夫し直した施策を立案して、重点的に推進したい。これがレビューのほうから出てくる基本的な、我々としての考え方でございます。

2番目が実態調査、資料6から出てくる部分でございますが、全般的には再資源化・縮減率は高くなってきておりまして、全体としては今のところ順調な部分が大半ではないかと考えておりますが、一部、平成24年度目標が未達成となった品目、具体的には混合廃棄物と建設発生木材ということですけれども、こちらについては改善が必要ではないかというのが実態調査からの基本的な考え方でございます。

3番目が先ほど説明しました資料7でございます。7から出てくる近年の状況からでございますけれども、1つ目が将来的な建設副産物の発生増・再生利用減への懸念があるということ。もう1つ、例えば東京・大阪の再生クラッシャランの滞留など、特定の地域での課題が発生しているということが配慮すべき考え方ということで整理をさせていただきました。

こちらから、当面、この5年間で取り組む主要課題としましては、矢印の下の部分ですけれども、建設副産物の高い再資源化・縮減率の確保という意味で、高い目標を達成しているものは維持する。未達成の品目及び他よりも目標設定がもともと低い品目については、更なる向上を図るべきではないかと。2点目は将来的な副産物の発生増と再生利用減の懸念への対応。3つ目が地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題への対応でございます。

順番としては実態調査の結果を中心に出てきたものでございますが、次の2ページで、基本的な整理として、先ほど実態調査の結果の中で数値指標、目標の達成状況を説明しましたが、次の5年でどういうスタンスで臨むべきかということを、品目ごとに整理をさせていただきました。

今後の方向性というところで、まずアスファルトについては99.5%という高い数値になっておるということから、現指標の再資源化率が低下しないように維持すべきであると。コンクリート塊につきましては同じく99.3%ということで、アスファルトと同じように維持すべきということでございますが、先ほど地域課題のところで触れましたが、都市部において再生クラッシャランが余剰傾向という声があることから注視は必要であると。

次の木材については、目標値にわずかに再資源化・縮減率の部分が未達成ということで、目標値については24年の目標値を引き続き目指すとともに、直接最終処分が多いことについて注視をしたいというふうに思っています。

汚泥につきましては82%の目標に対して85%ということで達成をしておりますが、他品目に比べて低いこともありますし、より高い数値目標を設定していくべきではないかと考えております。

次に混合廃棄物については、排出量という指標を使っておるということで、工事量の影響がかなり出ることがあるものですから、率ベースの指標に改めるということと、新設・増改築工事の排出原単位が増加していることに注視をすべきではないかということです。

建設発生土につきましては、有効利用率が9割近く達成してきたわけですけれども、より高い数値目標を設定していくべきではないかというふうに、品目ごとの整理をさせていただいております。

続きまして、3ページでございます。当面の主要課題、先ほど3つ掲げましたが、に対して、重点的に取り組むべき方策案を3つの柱の中に9つの項目を、特に重点的に取り組むべき方策案として少し具体的に書かせていただいております。

まず、1つ目が広い意味も含めての建設副産物物流のモニタリング強化ということで、国としては再資源化・縮減率等の状況の変化を早期に発見できるように、従来の、3、4年、あるいは5年ごとの実態調査に加えて、建設副産物情報交換システムというものが公共工事を中心に普及しておりますので、そちらの電子データ等を活用して集計することによる定期的なモニタリングも実施すべきではないかと。

2番目としましては、建設発生木材の最終処分量の大半を占めている直接最終処分の内容を調査・分析し、その結果に基づいて再資源化施設への搬出を促進すべきではないかという視点。

3点目は、建設混合廃棄物の排出削減や再資源化を推進するために、混合廃棄物中の現場分別が可能な混入物を詳しく調査を実施し、その結果に基づき更なる分別搬出を促進すべきではないか、ということです。

2つ目の柱としましては、建設工事における再生資材の利用促進。これまでの実態調査あるいは計画の中で指標を追っていったのは、再資源化施設にどれだけ持ち込むかというのが中心の指標になっておりましたが、先ほどのコンクリート塊からのクラッシャランのだぶつきのように、はける部分ですね、再生資材を利用するという部分に少し課題が出始

めているのではないかということで、再生資材の利用促進ということで、4が建設副産物由来の更なる利用促進を図るため、再生資材の利用状況に関する新たな指標を導入し、その利用状況を定期的に把握し、その結果に基づき積極的な利用を促す対策を実施すべきではないか。

5番、国としては、建設副産物の更なる利用促進を図るため、従来よりも広域的に利用する対策を実施すべきではないかということで。例えばリサイクル原則化ルールの適用範囲を拡大するなどのスキームを想定して取り組むべきではないかと。

次、4ページに参りまして、6でございますが、建設発生土の更なる有効利用を図るために、公共工事間で余剰する建設発生土の民間事業者への提供スキームや民間事業者の土砂使用予定情報を収集する仕組みを構築すべきではないかということで、一部の整備局等では部分的には取り組んでおるスキームではありますけれども、一般公募をするとか、自治体等の斡旋によるものだと、調整組織を考えていくだとか、そういうものを想定したスキームを想定しているということでございます。

次に建設汚泥でございますが、現場内・工事間利用を促進するため、これらの先進的な利用事例を広く周知し、関係者、これは都道府県等の環境部局も含めて、関係者の理解促進・意識向上を図るべきではないかという趣旨でございます。

次に3番目の柱として、地域固有の課題解決ということで、各地域で生じている建設副産物に係る課題を解消するために、各建設副産物対策地方連絡協議会を中心に、地域固有の課題を設定し対策を実施すべきではないかということで、例えば大都市圏における再生クラッシャランの滞留。あるいは首都圏における建設発生土の発生増というものを課題として想定をして取り組むべきではないかということです。

最後、9番目といたしまして、行政は関係者とともに都市部における再生クラッシャランの滞留状況について関係業界と連携して、これはなかなか実態調査等でもつかみきれない部分があるので、連携して把握するとともに、その結果に基づき地域の実情に応じて建設工事でのその再生クラッシャランの利用拡大のための対策を実施すべきではないかということでございます。

以上の9つを重点的な課題として設定をして、次の5ページになりますが、そういう課題を。この5ページ、左上の部分が「建設リサイクル推進計画 2008」の柱立てでございます。今の3つの柱の重点的な方策案を併せて、これからまとめてまいります、「更なる建設リサイクル推進に係る方策」の柱立てとしては、重点的な部分を前面に書かせていただいて整理をし、そのほかのこれから引き続き継続すべき方策をその後に記述するという柱立てはいかがかということで、まとめたところでございます。

従来の建設推進計画 2008 に 69 課題を設定して施策として取り組んでまいりましたが、それぞれが今の5ページの右側の柱立てのどこに整理をすることになるのかという叩き台の整理でございますけれども、A3 で折り込んでおります6ページ、7ページ、8ページのところで、個々の施策についての柱立てへの位置付けの案を示させていただいております。

その中で、2008 の項目の中でグレーの網掛け部分については柱立ての中で重点方策として前ほうに重点的に取り組む課題として記載するものとして、個々の施策に対する方向性、取り組みの方向を示させていただいております。詳細な説明は割愛させていただきますが、説明は以上でございます。

【嘉門委員長】 ただ今、資料7、資料8で近年の社会状況並びに今後の取りまとめの方向性の説明がございました。どこからでも結構かと思いますので、質問、ご意見をお願いいたします。村上委員からお願ひいたします。

【村上委員】 ご発表の中では建設発生土が多いんですが、建設発生土の実際の発生量把握というのはどういうふうにして行われているんですか。公共発注工事に対してどうだこうだというのは分かるんですが、民間の工事における建設発生土というのはどういうふうに把握をなされているのか。民間の工事にも大規模工事もあれば小規模工事もありますので、そう簡単に把握できるものではないかなと思います。

廃棄物処理法でいわゆる廃棄物となるものについては、マニフェスト等できちんと把握がされる状態にはなっていますけれども、その事実自体もちょっと不明確なところもあるんですが。それ以上に、建設発生土についてはその数量把握ができていないんじゃないかなと思いますね。

いわゆる建設発生土についても非常に危険、安全安心に影響を与えるような状況が起るのであれば、建設発生土も管理すべき対象品目に入れるのかですね。廃棄物処理法の中に入るとは言いませんけれども、そういうふうな罰則規定を伴うような対象物になるのかどうか。

そこまでやる気はないんだよということかとは思いますけれども、現在では建設副産物ということにはなっていますけれども、廃棄物処理法上の廃棄物には規定されていないということですから、罰則規定もないということになってますので、とても分かりづらい状態であると思います。今後の方針がある程度決まりませんと、そう簡単に解決できるような問題ではないのかなというふうに思います。

【嘉門委員長】 今の件について事務局から。

【事務局】 建設発生土、特に民間における発生量はどういうふうに追跡というか、マニフェストという言葉がありましたので、恐らくどういう形で最終的に扱われているかという部分については、私どもも建設発生土が廃棄物ではないということがあって、おっしゃったとおりマニフェストの対象ではないということで、実態調査の中では、行き先というのは一義的には記載されて出てきて、それを集計して適正な取扱いをされている分類の中に入ってきておるのがほとんどなんですが、実態としていろいろなことがあるのではないかという部分。それは最終的に追い切れてない部分があるのではないかというご指摘については、我々としても課題として十分認識しております、そこの部分は先ほど少し国会の議論も紹介させていただきましたが、我々としても、どういうところまで、どういうふうに取り組んでいくべきなのかということについては、中ほうでこれからまとめていく

中で議論をしていきたい。その中で皆様のご意見もいただければというふうに思います。

【嘉門委員長】 よろしいですか。建設発生土については各都道府県のリサイクル連絡協議会で把握されていると思います。それから、民間事業については、工事額に関する推計値が大体加算されている結果だと理解しております。正確な値というのはなかなか難しいでしょうが、概ねの傾向としては出ている。ただし、考慮に入れないといけないのは建設発生土は地山ベースのボリュームで、建設汚泥は重さで整理しています。その違いがあるので、つい数量を読み違えてしまうことがあると思うので、それを誤解しないようにしないといけないと、そういうことだと思います。細田委員、お願ひします。

【細田委員】 質問2つと意見が1つ。質問は、今じゃなくてもいいんですけど、クラッシャランが全国にどれくらいあって、どのように分布しているのか。できれば需給状態がどうなっているのか、キャパシティがどれくらい残されているのか、それを教えていただきたいということ。

2番目は最終処分場の状況ですね。これは恐らく地域でかなり偏りがあるって、キャパシティがあるところとないところがあると思うんですけど、これがどうなっているかということを教えていただきたい。それが後の計画にも非常に影響を及ぼす。

意見ですけど、非常にいい建設リサイクル法あるいはそれにかかる建設リサイクルでいいパフォーマンスを示していると思います。そこで2つ今後フォローしていくべきやいけないなというのがあると思って。1つは、これが全体像としてどうなのか。日本の法律というののは個別リサイクル法がみんな分断化されて、みんなそれぞれで点検やってて。じゃあ、循環基本計画にどうつながっているのかということがよく分からない。この建設リサイクル法は、例えば資源生産性とか循環利用率に、あるいは最終処分量の減少にどれくらい寄与しているのかということが分かると、マクロ的にものが見えるというのが第1点目の意見です。

2点目の意見は、未達のものの中身は一体どうなっているんでしょうか。建設混廃にしても、発生木材にしても、中身を精査して、より環境負荷の小さい、またコストの安い資源循環はどうなのかということを私はもう少し配慮する必要があるんじゃないかなと思います。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。分かる範囲で事務局からお答え下さい。

【事務局】 まず、コンクリートのクラッシャランのプラントがいくつあるのかというの、今手元にはないんですが、数字としては集計している数字についてオーダーがありましたので、先ほど申しましたように、最終処分場もそうですけれども、そういう分布も含めて、少し調べてまた資料等のご説明させていただければというふうに思います。

最終処分場については、地域バランスではないのですが、少し参考資料がございます。参考資料5-1の一番最後のページ、15ページに最終処分場の残余容量と、平成23年度の最終処分量で割り出した残余年数を記載しております。これは全国値なので、ご質問にあったような地域的にどうなのかというものではないので、こちらのほうも少し調べさせて

いただければと思いますけれども。端的に申し上げると、今の15ページで言うと、残余容量が増えているわけでは必ずしもないのですが、年間の最終処分量が減っているので残余年数が割り算として増えているという状況で、なかなか最終処分場を新設するというのは全国的に厳しいというのは、このボリュームの状況からみてとれるのかなというふうに考えております。

もう1点、意見のところでございます。リサイクル全体像の中で建設リサイクルがどう寄与するのかというのは少し勉強させていただいて、試みてみたいと思います。どういう数字になるのかは今の時点で想像はできないんですけども、トライさせていただければと思います。

もう1つ、量よりも中身というご意見でございます。こちらについては我々も実態調査の結果、あるいはリサイクルのこれまでの推進の状況を取りまとめてくる中で、やっぱりボリュームというか、率を目指すというのはかなり行き着くところまで、品目によっては行っていると思っています。

そういう意味では、やはり未達成の品目についてもある程度行き着いていっているので、その中身の世界で高度な処理なのか、手前の部分での分別なのか、どういう部分がこれから更にもう一段というところで頑張るべきなのかという部分は、やはり中身の分析という意味で木材とか混廃のところでご説明させていただいたように、そういう部分も分析していきたいと思います。

一方で、むちゃくちやエネルギーをかけて高度な処理をするのか、循環型社会を目指していくべきなのかという部分はございますので、その辺、バランスあるいは適正な段階、を目指す部分があると思いますので、ここはなかなか難しい議論ではありますけれども、我々としてもそういう部分で中身を明らかにするということも重点的な取り組むべき課題として、いくつかラインナップをさせていただいたということでございます。

【嘉門委員長】 石田委員からお願いします。

【石田委員】 明確なアイデアなしに破壊的なことを言うので無責任のそしりは免れませんけれども。これまでの建設リサイクル推進計画の歩みを振り返ってみると、最初が97年で2008年があって、2014年を目指すと。資料8によりますと、継続的に取り組みを推進と書いてあるわけですね。リサイクル計画というのは、このニューパブリックマネジメントの本当の優等生で成果も出ているし、方法論も確立されているので、こういう努力は必要なんですけれども。今日も説明がございましたけど、最初の土台になった97年当時というのは完工工事高がピークを迎えていたと、そういう時代のものだと思うんですね。それに比べると、今日もご説明いただきましたけれども、随時、状況が違ってきつつあるということでございまして、本当にこれをこのまま続けていいのだろうかという思いが若干ございます。

それと同時に、国交省としてもCIMとかLCAという新しい、これはまだ実践ベースにはなっていない面があって、なかなか大変ですけれども、そういうことがあって。例えばLCA

との関係で言うと、長寿命化とか維持管理とか、究極の省資源化みたいなところで接点が要ると思いますし、CIMに関してもそのようなこととか、工事間利用が更に進むとか、そういう新たな地平が開けてくるんじゃないかなと思うんですけれども。

今日の資料を拝見しておりますと、全部リサイクルというところで分断化されているという感じが非常に強うございまして、その辺、ウイングを広げていくということが大事なんじやないのかなというふうに思いました。かといって、どうすればいいという具体的なアイデアがございませんので、その辺、皆さんの議論をいろいろ聞きながら、1つの成果になっていけばいいなと思いました。

2点目は個別のことなんすけれども、災害がれきのことです。これも不謹慎かもしませんけど、首都圏の直下型というのは大量のがれきが出てまいりますので、それに向けた準備、予防をリサイクルという観点から考えておかなければならぬんだろうというふうに思うんですけども。そういうことも重点とはならないかも分かりませんけれども、何か施策の1つとして取り上げていっておいたほうがいいのかなという気がいたします。

それとこれは非常に細かい話すけれども、東京外環のシールドから大量の汚泥という話がございましたけれども、それと桁を異にするのが中央リニアでズリが出てまいりました。あれは民間企業だからいいということにもならないと思うのですが、そういうことへの対応ということ、次のリサイクルの非常に重要なポイントと思いましたので申し上げました。

【事務局】 ありがとうございます。非常に重要なご示唆をいただいたと思いますので、今後の議論も含めて、検討してまいりたいと思います。

【嘉門委員長】 では、織委員。

【織委員】 質問を2点と意見を3点です。質問のほうは資料8の3ページの(2)の4の中で、再生資材の使用状況に関する新たな指標の導入というふうにあるんですけど、積極的に対策を実施できるような指標というのは、具体的にどういうものなんだろうと、ちょっとイメージが分からぬということ。

あと、4ページ目の7、国は、建設汚泥の先進的な利用事例ということなんですけど、これもやはりイメージが分からぬので教えていただければ、ということが2点質問です。

意見もこのままよろしいでしょうか。意見の1点目は、細田先生とか今の委員もおっしゃっていたようですが、今の計画がこのまでいいのかというのを私もちよつと疑問に思うところがあります。国の循環型社会形成推進基本計画の流れの中で建設廃棄物を考えたときに、非常に量が多くて、しかもなおかつ事業者が特定されているために、リサイクルが進めやすい領域というメリットがすごくあったと思うんですね。ただ、先ほど説明があったように、このままでは行き詰っていく。また、2Rを進めていかなくちゃいけない中で、建設の建物自体の長寿命化を図っていく中で、従来型の計画をそのまま推進していくというやり方を一步超えたものに行かないと、国の全体的な基本計画と整合していかないんじゃないのかなという印象を受けました。

あともう1点気になったのは、この方策の中に安全とリスクに関する記述がないんですね。特に木材に関しては防虫剤とか接着剤を含め、リスク対応というものがリサイクルにおいてどういうポイントを占めているのか、あるいはどういう対策をされているのかという記述も必要なのではないかなと思います。

それから、長寿命化、これから保守を図っていくということは2Rを進める上で重要なポイントになってくるんですけど、その際にどうやって安全を図っていくのかという視点も、やはりこういったところには当然入れていただかないと、市民としては少し不安があるということですね。

それとかかわるところなんですけれども、今後建設廃材のリサイクルを進めていく上で利用先の拡大というのが大きな課題になってくると思うんですね。今までの観点とは違う全く新しい利用先というものは、規制緩和をしなければ進められないようなものというのをいくつか洗い出していく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

例えば、私もよく分かってないんですけど、廃炭鉱の埋戻し材ですか、空洞のところの埋戻し材、一部特区で使われたりしますけれども、何かしようと思ったときに法律の規制がネックになっていて進められてないというような事例をいくつか集めてきて、それに対する検討を行われるという取り組みもなされるべきなんじゃないかなというふうに思います。

その際に先ほど話も出ましたけれども、残土のように、廃掃法上の法的な性格が明確になっていないというような問題がいくつも建設廃材に関してはあるところがあると思うんですね。そういったところもきっちりと洗い出していくということがまだ残された課題としてあるのかなと思います。

最後に、先ほどの利用拡大のところと絡むところなんですけれども、あるいは長寿命化とも絡むんですけど、市民への建設廃材あるいは建設リサイクルへの理解の普及という視点をもう少し強く出されるべきなんではないかなと思います。やはり建設リサイクルに関しては事業者の方の取組みで進められてきてますし、あまり市民とかかわるところがなかったというのが今までのやり方だったと思うんですね。

でも、今後利用先を拡大していくことになると、先ほどの廃炭鉱の埋戻し材の特区の話でも産廃タワーでは嫌だというような方は当然出てくるわけですよね。そうすると、それに対して先ほどの防虫剤ですか、接着剤を含め、リスク対応をきちっとしているですか、建設廃材のもつ意味合いというものを長期的に普及啓発を市民にしておく必要というのがありますので、こういった方策においても市民への普及啓発という視点もぜひ入れていただきたいと思います。

【事務局】 まず、質問の部分で、資料8の3ページの4、再生資材の使用状況に関する新たな指標という部分については、先ほどから説明の中で触れておりますように、コンクリートガラ由来の再生クラッシャランの再生資材が、量なのか率なのかという部分はありますけれども、そちらのはけ具合というのをどういう指標で捉えるべきなのか。つまり滞

留状況がきちんとつかめていない部分があるので、まずはそういう部分が1つ目のターゲットなのかなというふうに考えておるところでございます。量として、使用状況なので、本当であれば再生資材が毎年どれくらい使われているかというのがモニタリングできれば一番理想なんですけれども、その辺、実態調査的手法でもなかなかつかみづらいということがあるので、その辺は少し関係団体さんとも協力をしながら進めないといけないかなと思っておるところでございます。

2点目の質問が汚泥の部分、資料8の4ページの7の部分での先進的な利用事例という部分へのご質問でございます。こちらの建設汚泥については、やはり先ほど途中でも申し上げたように、汚泥という部分で再生品で使われる部分についてもなかなかうまくいかない。あるいは、廃棄物としての処理、運搬、利活用についての個別指定等の手続が非常に複雑な部分というのがあって、なかなか進んでいないのが実態としてある中で、実態としては汚泥というのは少なからず大都市圏を中心出てきている。そういうところで、都道府県の環境部局等と工夫をしながら進めている地域もある。

一方で、ほとんど個別指定制度も活用されてないような地域もあると。そういう意味では、先進的というのはちょっと書きすぎなのかもしれません、うまく工夫をして取り組まれている事例をまとめて。これは一般市民への周知ではなくて、関係者、いろんな担当部局があると思います、そういうところで、ほかの地域ではこういう事例が使われている、こういうふうな取り組みをされてますということを認識していただく。あるいは交渉というか、協議をしていく中で、そういうふうに使っていただけないかなという意味で。

本当はもう1段ダイレクトに建設汚泥が使われるというのが目的というところはあるんですけども、まずはそういう部分からという形にちょっと留まっているというのが書き振りとして少し、ほかのものに比べれば具体性がまだ十分じゃないのかな、即効性がちょっと薄いのかなと見えるのかなと、我々、書いている中でも少しそういう思いがありました。また、そういう意味でご教示をいただければと思います。

あと、いくつかご意見をいただきました。いろいろ幅広い視点とか市民への啓発とか、防虫剤とかそういうお話がありましたけど、有害物質に関する取扱い、これはアスベストとか石膏ボードだとか、その他いろんな有害物質、CCA処理木材の部分とか、そういう有害物質に対する対応も2008の前回計画の中でも記載しておりますし、市民への周知の中でも記載してますので、そこをどういう形で。もちろん継続して取り組まないといけない課題ではありますので、基本的には従来施策は、今の率あるいは更なる取組みを維持するということも必要なで、そういう意味では継続的に取り組んでいく中で、先ほど委員からご指摘があったように、いろんな意味での視点を広げていくような、従来型のものではなくてというふうにも、少し検討させていただければと思います。

【嘉門委員長】 恐縮ですが、今日の時間、あと10分しかありません。1分以内でよろしくお願ひいたします。

【崎田委員】 今回、最初にお話があったように、建設リサイクル全体はある程度順調に

行っているとのこと。ただ、個別に見ると課題があるので、そこをポイントに検討したいということで、かなり資料のご提示などがポイントに絞っているので、私自身も少し全体像が捉えにくいという傾向があるのではないかと感じています。

参考資料5－2というのを見直しのときにかなり時間をかけて、循環型社会に向けた建設リサイクル全体の横串をどう指すかということと、全ての主体の参画・連携・協働、そして発生抑制からリサイクルの3Rと適正処理というかなり全体像に関して話し合ったという感じがいたします。

それで、今回、定量的に調査できるところはかなりご報告があったんですけども、そういうじゃないところに関しては、ここに一応計画どおり実施されたように評価されているんですが、こういう定性的な部分に関して課題はないのか。それとも、前回課題とされたことがほぼクリアされたのかという辺りも一言ご報告いただければありがたい。私がその中で一番印象深く思っているのは、発注側がコストをきちんと払わないということで、解体分別が適正に行かないという事例もかなりあったということで、発注者側がコストをきちんと払うということに関して、消費者を含め、社会の普及啓発が大事だと、かなり強化してきたと思っております。その辺のところなども課題は解決したのかどうか、そういうことも含めて、定性的な部分の全体像が順調に行っているのか、次回で結構ですのでご報告いただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

【嘉門委員長】 では、佐藤委員、お願ひします。

【佐藤委員】 いくつか意見を述べます。まず、リサイクルが今後非常に難しい可能性があるというご指摘ございました。その対応としては、1つはリサイクルを阻害している要因に重点的に対応する。例えば、なかなか廃棄物から卒業できない個別指定制度の問題などはご指摘になりましたけれども、これには是非新しい視点で解決を目指していただきたい。

もう1つはインセンティブを与えるというのが1つの方法だと思います。インセンティブの中には経済的なインセンティブ、情報開示によるインセンティブ、あるいは発注者に対する一定の義務づけに近いようなインセンティブ、こういうものを使うことによって、リサイクル品の市場を活性化させるということが必要ではないかと思います。

それから、再生品の余剰が生じているという点も、現在クラッシャラン等を把握したいというお話がありましたが、汚泥の処理土もたぶん余剰はあると思います。これは把握するのが非常に難しい。なぜならば余剰だと明らかにすれば、再生品であっても廃棄物であるとして、自治体から早く最終処分しろと指導を受ける可能性が高くなります。そのため、実際余剰があるということを率直に言いにくいという背景があると思いますので、そこを余剰については支援をするというような形で情報開示を進めることが必要だと思います。

それから、リサイクルしやすい資材を今後増やしていくというのも重要だと思います。いろいろな新規材料、一見木くずに見えるが木ではないものとか、いろいろな複合資材が

増えてくるということによってリサイクル施設が止まるとか故障するということもありますので、その点については十分な啓蒙と、開発に対する一定の注意点あるいは説明義務を拡充する必要があると思います。

それから、建設廃棄物かそうでないかというグレーゾーンがあるわけですね。例えば太陽光パネル等は大量に廃棄物になると思いますけれども、あれが建設廃棄物なのか、あるいはパネル交換による電気製品なのかというようなことも出てくると思います。今までにはなかったような建設廃棄物が増えるということも予想されますので、こういうものに対する対応もお願いしたいというふうに思います。

【嘉門委員長】 今のは承るということでよろしいですね。では、杉山委員。

【杉山委員】 まず1点目は資料8の2ページで目標値の方向性ということでいろいろ書いていただきしております、100%に近いものはそれを維持する。それから、少し低いものはより高い数値ということで、それは大変すばらしいことだと思うんですが、将来を考えると、いろいろこれから先増加することも見込まれるわけで、なかなか厳しい面もたくさんあろうかと思います。各委員がおっしゃっていることですが、やはり今までの延長線ということだけではなく、是非広い視点でいろいろ取り組んでいただければというふうに、これは期待を込めて申し上げます。

それから、3ページの(2)の5リサイクル原則化ルールの適用範囲拡大ということなんですが、これは従来40~50km以内のところでということだったんですが、これを拡大するということで、確かにそういうことも必要な場合もあるかと思うんですが、一方でやはり遠くに運ぶということは建設資材等大変重量も大きいもので、運ぶことに関しての環境負荷の増加ということも考えられますので、そこは是非十分検討していただきたいと思います。

3点目は建物とか構造物のいろんな履歴をしっかり残して、データの収集とか、きちんとしていただきたいということです。これは既に行っていらっしゃると思うんですが、有害物質などいろんな建材とか資材とかも使われておりますので、データ管理を一層進めていただきたいと思っています。

【事務局】 最後の住宅の履歴ということにつきましては、前回の計画の中でも履歴に関する施策を盛り込んでおりまして、一定の成果は得たというふうに思ってますけれども、普及・促進等の課題もあるので、その辺をまた考えていきたいと思っております。

それから、電子マニフェストの部分については少し調べさせていただきます。

【嘉門委員長】 最後に米谷委員からお願ひします。

【米谷委員】 私からは建設汚泥のことで3点要望したいと思っています。建設汚泥につきまして、リサイクル率で85%という数字が出ていますけれども、この中身が非常に問題ではなかろうかと思っております。

リサイクル率の部分につきまして、参考資料5-1の注書きを拝見しますと、実態調査の回答施設における処理内訳で按分した数字をリサイクルされた量として使われていると

いうふうに書いてあります。それですと、中間事業者がこれは再生品ですと言えばそのカウントをされているわけなんですかけれども、実態として再生品のつもりで作ったものが大量に堆積をされているというような状況が多々あると認識しております。

できることであれば、「見える化」という話、前回から出ているんですけれども、この見える化といった部分で、中間処理した後のものの行先、特に再生品だと言っているものについても追いかけられる仕組みというのを何とか、環境省さんとの連携という形で作らないと、はっきりしたことが何も見えないままではなかろうかと考えております。

併せて、そういう規制をかけるだけではなくて、再生品を十分使っていくという部分で資料8の4ページに書かれている「工事間利用等を促進」、これは非常に強く進めたいだきたいと思っております。こういったところでも、国交省さんは公共工事を管轄しているので、公共工事の副産物という視点になりがちなところがあると感じますが、決してそうならず、出す側・使う側両方をひっくるめての工事という認識で対応していただければと思います。

このようなことを申し上げますのは、4ページの6の発生土の利用のところで、民間事業者は使う側でだけ入れられているような書き方がされておりますが、民間工事でも出す側もありますので、そこは併せて、同じような扱いをしていただきたいと思っております。

先ほどから出ている汚泥の利用がなかなか進まないという部分については、担当者の方だけではなくて一般市民も含めてやはり拒否反応があるという部分が、担当者の心理にも影響しているということでございますので、先ほどの織委員からの一般市民への啓発という部分、これを汚泥についても是非お願いしたいと思います。

【嘉門委員長】 三本委員、お願いします。

【三本委員】 今回、今検討しております骨子案について一言申し上げたいと思います。骨子案について、今、処理業界の課題はある意味では全体的に網羅されていると思いますので、是非3ページにありますモニタリング強化については、国単独ではなくて、処理業界とともに合同で実態調査等にかかるようによろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

【嘉門委員長】 古市委員からどうぞ。

【古市委員】 2点ほど意見を述べさせていただきます。1点目は若干理念的なんですが、資料8、骨子案の3ページの建設副産物の物流のモニタリング強化という部分がございますが、これにつきましては、全体の物流間に流れと変換、こういうのを配置することが大事だというのは6年前に申し上げたんですが、これは参考資料4の2008の概要のところでも情報管理、物流管理政策に取り組まれて成果が上がっているということで、重々承知していますが。

やはりマニフェストにしても建設廃棄物という、廃棄物の世界での適正処理の管理になっておりまして。要するに廃棄物等の物流管理、情報管理ということに行かないとい、循環の社会には行かない。なかなか難しいということは分かるんですが、廃棄物になつたり、

そうでなかつたりするわけですから、当然、トータルとして関係するような仕組み、そういうものを構築していかなきやいけないんじやないか。定期的なモニタリングだけの範囲では収まらないんじやないかというふうにみております。

2点目は、少し特殊な意見になるかもしれません、廃木材を有効に活用するというお話なんですけれども、私、フィンランドへ何回か視察に行って見てきたことは、向こうは木質を利用するものが基本なんですけれども、向こうでは重油とかガスをやめて、熱源を廃木材とか、要するにバージンの木材とか、そういうものに転換していっているんですよね。発電にしても熱源にしても。そこまで行く必要はないと思うんですが、エネルギー源として、木質バイオマスを利用するという形があってもいいんじやないか。

確かに優先順位はマテリアル、それからエネルギーがあるんですけど。古民家とか有効に活用できるような資材は、それは分別して利用すべきなんですけれども、そうでないようなものに対して分別していく必要があるのか、燃やすものは燃やすてもいいよと。日本はどちらかというと山がいっぱい、森林があるわけですから、バージンの木材を使うような形を持っていって、それがぐるぐる回って、日本を活性化する可能性もありますので。ですから、廃木材については木質として利用できないものは燃やす。ある程度、地域、地域の需要を考えれば、インプットができるんじゃないかなと私は思います。これは特殊かもしませんが、エネルギー利用ということも考えられたらいかがでしょうか。

【中村委員】 私からは2点意見を述べさせてもらいます。1つは、先ほど来、各委員から意見が出ております、建設汚泥の再利用の推進についてです。今回の計画の中にも、これについて取り組むというお話がありましたけれども、実際に建設現場の中で汚泥リサイクルを進めようというときに、どうしても不法投棄にならないように廃棄物処理法の適正処理、それからリサイクルということで、相反する点でなかなか。推進してリサイクルを進めたいという気持ちがあるんですが、一方、廃棄物処理法では不法投棄に当たるといったようなところについて曖昧なところがございますので、その辺をできるだけ分かりやすくなるような施策をやっていただければと思っています。

それから、再生品についてはやはり公的にJIS規格の規格のような認定についても新しい仕組みを考えていただいて、そうした仕組みができれば、リサイクルも公平に進めることができるということになりますて、推進も進むと思いますのでその辺も今回検討していただければと思います。

もう1点は、今回の施策にありました建設副産物の物流の把握の強化です。これは是非継続して推進していってもらえばと思います。一方、我々工事の現場で処理業者さんとお話しする中で、喫緊の課題としては工事現場の建設の労働者がいない、あるいは職員もいない、車も足りない、ダンプもないよと。車はあっても車を運転する運転手がいないといったようなことが非常に大きな問題と捉えております。

廃棄物についても、こういった状況からなるべく統一的な廃棄物処理について今後新しく検討していただければと思います。どうしても現場で問題となるのは、処理施設が見つ

かつてもそれを持っていく車がないんだよと。車があればそれは処理できるんだよと、このような現場の問題がありますので、廃棄物にも同じ問題が考えられますので、その辺もちょっと検討していただければと思います。

【嘉門委員長】 どうもありがとうございました。委員長がプレッシャーを与えて、もうちょっと言いたいことがあるにもかかわらず、ご発言を短くしていただいたのではないかと危惧しております。まことに恐縮です。

それでも時間が過ぎておりますが、先ほどもございましたが、参考資料の5-2で一応計画どおり実施されたとか、あるいは一部改善の余地があるというような評価がされておりますけれども、委員の皆さん、大変お忙しいと思いますがちょっと見ていただいて、計画どおりというけれども本当にそうですか、というようなことがたぶんあるんじゃないかなと思っています。そういうことも含めて、これまでの全体の施策が委員の皆さん方の目から見ていただいてのご意見を、是非事務局にお寄せ下さい。今日の資料8に今後の我々の委員会のミッション、更なる建設リサイクル推進に係る方策として8ページに目次案を載せてています。

今日見ていただいている段階では、修正しろというご意見はなかったんですけども、全体の国の施策の中で建設系廃棄物の位置付けとか、その辺をもう少し明確にしたほうがいいようなご意見もございますし、委員の皆様方からは内容をもう少し吟味しないとリサイクル率が90%を超えてるといつても、関係者の理解は必ずしも得られていない。あるいは地域をもう少し巻き込んだ形でのリサイクルが必要だというご意見もございました。そういう点でも、もし5ページの柱立てについてご意見がございましたら、参考資料5-2と含めて、事務局へお寄せいただければということにさせていただいて、一応議論は終了とさせて頂ければ幸いです。委員の皆さん、お忙しいので時間がないかもしれません、意見をお寄せいただける方で結構でございますので、是非お願いします。

それでは、もう1つ、今日の議事では、今後のスケジュールがございますので事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 本当に今日はいろいろなご議論をいただきましてありがとうございました。我々が気づかないような部分が多くありましたので、すべてがすべてできるかどうかちょっと苦しむようなところもありますが、極力そのような形で努力したいと思っています。

最終処分の中でもいろいろ問題になっていることもございますし、今後基本的には副産物は増加していくけれども再生利用が減っていくということになりますと、再生利用を増やすこともありますし、最終処分に行っちゃうものも増えてくるということもありますから、そういう意味では前のリサイクルプランに比べると、適正処理といったものの比重がちょっと高くなってくるかもしれません。その辺も踏まえて、新たな計画の中では適正処理みたいなことをもうちょっと上に上げるみたいなことも、引き続き協議することも考えてみたいと思います。ありがとうございます。

【事務局】 では、最後に資料9のスケジュールについて説明をさせていただきます。本

日いただいたご意見等を踏まえまして、次回、5月26日で日程調整をさせていただいておりますけれども、次の合同会議に、今回のご意見を踏まえ、あるいはまた別途でいただく意見を踏まえて、方策の取りまとめ案をご提示させていただく予定にさせていただきます。

5月26日の取りまとめ案を踏まえまして、6月のパブリックコメントを経て、7月、まだ日程調整をしておりませんけれども、また日程調整をさせていただいて、できれば3回目の第10回の小委員会で方策を取りまとめて、その方策を公表することとして、最終的には8月頃の国交省としての推進計画の策定、公表と考えてございます。非常にタイトなスケジュールで恐縮でございますが、メール等で事務局に何でもお寄せいただければと思いますので、是非よろしくお願ひいたします。

【嘉門委員長】 それでは、以上で司会進行を終了とさせていただきます。

【事務局】 嘉門委員長、ありがとうございました。それでは、本日の小委員会はこれにて散会とさせていただきます。委員の皆様、活発なご審議等、ありがとうございました。